

利用される皆様へ

この冊子では、障がいがある方に関する福祉制度の主な内容を、簡易にまとめて掲載しています。

制度のすべてを説明したものではなく、また内容が変更される場合があります。

制度を利用される場合は、詳しい内容について事前に各制度担当窓口(機関)に必ずお確かめください。

富士見町役場
〒399-0292
諏訪郡富士見町落合10777

住民福祉課 社会福祉係
電話 0266-62-9144
FAX 0266-62-5228



1. 障害者手帳 1

身体障害者手帳
療育手帳(知的障がい)
精神障害者保健福祉手帳

2. 年金・手当等 2

障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)	2～3
特別児童扶養手当	4
重度心身障害者福祉年金	4
障害児福祉手当・特別障害者手当	5
家庭介護者慰労金	5

3. 医療・補装具・日常生活用具 6

障害認定による後期高齢者医療制度への加入	6
福祉医療費の給付	6
自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)	7
補装具の交付と修理	7
日常生活用具の給付	8
軽度・中程度難聴児補聴器購入の助成	8
軽度・中程度難聴者補聴器購入の助成	8

4. 在宅生活の支援(障がい福祉サービス) 9

■ホームヘルプサービスを利用したい	10
居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援 有償在宅福祉サービス	
■自宅でお風呂に入れてもらいたい	10
訪問入浴サービス	
■食事を配達してもらいたい	10
給食サービス	
■一時的に預かってもらいたい・日中活動等の支援	11
短期入所(ショートステイ)	
生活介護	
自立訓練(機能訓練・自立訓練)	
日中一時支援	
地域活動支援センター「赤とんぼ」	
「月見草の会」精神障がい者デイケア	
■外出の支援	12
同行援護・行動援護	
移動支援	
福祉輸送サービス	

■就労支援	12
就労移行支援	
就労定着支援	
就労継続支援(A型、B型)	
■居住支援(夜間の居住を支援する為のサービス)	13
療養介護	
施設入所支援	
共同生活援助(グループホーム)	
自立生活援助	
■障がい児通所支援(通所による療育・訓練を受けるには・・・)	14
児童発達支援センター	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
母子通園施設「親子すくすく広場」	
■暮らしサポート・富士見	14

5. 移動の支援 15

■運賃の割引	
鉄道・飛行機・バス・タクシー	15
有料道路通行料金の割引	16
すずらん号(デマンド交通)の福祉割引	17
■交通費等の助成	
障害者支援施設通所交通費補助	17
心身障害児(者)通園等交通費補助	18
タクシー利用料金助成(タクシー券交付)	18
■自動車に関する支援	
福祉車両貸出サービス	18
自動車改造費の助成	18
自動車運転訓練	19
駐車禁止規制の適用除外	19
■信州パーキング・パーミット制度	20

6. 住まいの支援 21

障がい者にやさしい住宅改良促進事業	21
-------------------	----

7. コミュニケーション支援 21

手話通訳者派遣事業	21
-----------	----

8. 税の減免等 22

自動車税・軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	22～23
所得税・個人住民税の控除	24
相続税に関する障害者控除	24
利子等の非課税	24

9. その他 25

心身障害者扶養共済	25
医療費の貸付制度	26
NHK放送受信料の減免	26
携帯電話料金の割引サービス	26
南信地域町村交通災害共済会費の助成	26
日常生活自立支援事業	26

10. 相談窓口 27

まるまる相談室「総合相談の窓口」	27
富士見町成年後見支援センター	27
諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	27
障がい者雇用の総合窓口	27
その他相談窓口一覧	28

資料 29

国民年金法および厚生年金法による障害等級表	資料 1	29～30
補装具種目一覧	資料 2	31
日常生活用具一覧(種類及び性能)	資料 3	32～34
障がい者に関するマークについて	資料 4	35
サービス別町内事業者一覧表	資料 5	38

福祉制度の早見表		身体障害者手帳						療育手帳				精神保健福祉手帳			ページ
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
年金・手当等	障害年金	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	2
	特別児童扶養手当	○	○	△	△			○	○	△	△	△	△		4
	重度心身障害者福祉年金	○													4
	障害児福祉手当・特別障害者手当	△	△	△				△				△			5
	家庭介護者慰労金	△	△	△				△				△			5
医療・補装具等	後期高齢者医療制度への加入	○	○	○	△			○	○			○	○		6
	福祉医療費の給付	○	○	○	△			○	○	○		○	○		6
	自立支援医療の給付														7
	育成医療	△	△	△	△	△	△								
	更生医療	△	△	△	△	△	△								
	精神通院医療											△	△	△	
	補装具の交付と修理	○	○	○	○	○	○								7
日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				8	
移動の支援	運賃の割引														15
	鉄道	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△				
	飛行機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	タクシー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○						16
	すずらん号の福祉割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
	交通費等の助成														17
	障害者支援施設通所交通費補助	障害者支援施設に通所する障がいのある方													
	心身障害児(者)通園等交通費補助	心身障害児通園施設に通園する障がいのある児													
	タクシー利用料金助成(券交付)	○	○					○	○	○		○	○		
	自動車に関する支援														18
	福祉車両貸出サービス	車いす等が必要で本人・家族の所有する車で外出困難な方													
	自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△								
	自動車運転訓練	△	△	△	△	△	△								
	駐車禁止規制の適用除外	○	○	△	△			○	○			○			19
	信州パーキング・パーミット制度	○	○	△	△	△	△	○	○			○			20
住まいの支援	住宅改良促進事業	○	○	○	△	△	△								20
コミュニケーション支援	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者													21
税の減免等	自動車・軽自動車税の減免	○	○	△	△	△	△	○	○			○			22
	所得税・個人住民税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
	相続税に関する障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
	利子等の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
その他	心身障害者扶養共済	○	○	○				○	○	○	○	△	△	△	25
	医療費の貸付制度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	26
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	26
	携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
	南信地域町村交通災害共済会費助成	○	○					○				○			26

1. 障害者手帳について

～ 手帳の申請をしましょう



身体障害者手帳

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により、1級～6級に区分されます。県による審査判定後(1～2か月後)、交付されます。

◎対象者

視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能に永続する障がいがある方。

◎申請手続

所定の申請書・写真・診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

療育手帳

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

療育手帳は、知的に障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。長野県では障がいの程度により、A1・A2・B1・B2に区分されます。児童相談所(又は知的障害者更生相談所)にて面接・判定のうえ、交付されます。

◎対象者

児童相談所(又は知的障害者更生相談所)で知的障がいと判定された方。

◎申請手続

所定の申請書・写真・診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

【判定先】諏訪児童相談所…諏訪市大字湖南 3248-3 TEL 52-0056

精神障害者保健福祉手帳

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により、1級～3級に区分されます。県による審査判定後(1～2か月後)、交付されます。

◎対象者

精神疾患を有する方(知的障がい者を除く)のうち、精神障がいのために長期に亘り日常生活又は社会生活への制約がある方。(初診日から6か月以上経過している方)が対象となります。

◎申請手続

所定の申請書・写真・診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

*精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間で、その都度、更新手続きが必要です。

2. 年金・手当等

～ 経済面の支援 ～



障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害基礎年金(国民年金保険)

住民福祉課 国保年金係 62-9111

国民年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、障害認定日※が法令により定められた障害等級表※(1級・2級)による障がいの状態に該当していることで支給されます。

※障害認定日とは…その障害の原因となった病気やけがについての初診日(初めて医師の診療を受けた日)から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した日。

※障害等級表…資料1参照(P29)

◎年金額(R6.4月～)

1級	1,020,000 円 + (子の加算額※)
2級	816,000 円 + (子の加算額※)

※18歳到達年度の3月31日までの子、または歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子がいる場合に加算されます。(第1子・2子:各234,800円 第3子から:各78,300円)

◎受給要件

①国民年金に加入している間に初診日があること

※20歳前または日本国内に住んでいる60～65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日がある場合も含みます。

②一定の障がいの状態にあること(障がいの状態が障害認定日※に障害等級表に該当していること)

③保険料納付要件(初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。)

- ・ 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ・ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険の未納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は納付要件は不要です。

◎申請手続

所定の申請書・診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

障害厚生年金(厚生年金保険)

(岡谷年金事務所 23-3661)

厚生年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、障害認定日※が法令により定められた障害等級表※(1級～3級)による障がいの状態に該当していることで支給されます。1級または2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。なお、初診日から5年以内に病気やけがの症状が固定し、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。

◎受給要件(基本的には、障害基礎年金と同様。)

- ①厚生年金に加入している間に初診日があること
 - ②一定の障がいの状態にあること(障がいの状態が障害認定日※に障害等級表に該当していること)
 - ③保険料納付要件(初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。)
 - ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
 - ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
- ※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

◎年金額 障がいの程度、加入期間等により支給額が次のとおり決定されます。

1級	$(\text{報酬比例の年金額} \times 1) \times 1.25 + (\text{配偶者の加給年金額} \times 2)$	
2級	$(\text{報酬比例の年金額} \times 1) + (\text{配偶者の加給年金額} \times 2)$	
3級	$(\text{報酬比例の年金額} \times 1)$	*612,000円未満のときは612,000円とする

(※1)報酬比例の年金額の計算方法については、お問い合わせください。

(※2)65歳未満の配偶者がいる場合に234,800円が加算されます。

◎申請手続

所定の申請書・診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

子ども課 幼児保育係 62-9237

精神や身体に障がいのある児童(20歳未満)を監護する父もしくは母(又は父母にかわって児童を養育している人)に対して支給されます。

※児童または養育者が日本国内に住所がないとき、障害年金を受けることができるとき、児童福祉施設に入所しているときは支給されません。

◎該当する障がいの程度

国民年金法および厚生年金法による障害等級表(1.2 級程度)…資料1参照(P28)

◎支給金額

1級該当児童1人につき月額 55,350 円

2級該当児童1人につき月額 36,860 円

*年 3 回(4 月・8 月・11 月)に4か月分を支給

◎申請手続

所得制限があるほか、所定の診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

重度心身障害者福祉年金

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

以下に該当する方に支給されます。

◎対象者

特別児童扶養手当受給者(上記参照)

国民年金法別表1級9号・10号・11号…資料1参照(P29)

身体障害者手帳1級

※施設に入所している、一時的に当町に居住されている方には支給されません。

◎支給金額

月額 2,500 円 *年3回(7月、11月、3月)に4か月分を支給



障害児福祉手当・特別障害者手当

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児・重度障がい者に対して支給されます。

	障害児福祉手当	特別障害者手当
支給金額	月額/15,690 円	月額/28,840 円
年齢	20 歳未満	20 歳以上
対象者	以下↓の障がいを有する方	以下↓の障がいを重複して有する方
視覚	両眼の視力の和が0.02以下のもの等	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの等
聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上 肢のすべての指の機能に著しい障害を有する もの
下肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を 1/2 以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は 両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹	体幹の機能に座っていることができない程度 の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度 又は立ち上がることができない程度の障害を 有するもの
その他	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
精神	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
重複障害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの	

◎支給制限 次のような場合、手当は支給されません

- ・継続して3か月以上入院したとき(特別障害者手当のみ)
- ・施設等に入所したとき
- ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
- ・障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
(障害児福祉手当のみ)

◎申請手続

所得制限があるほか、所定の診断書等の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

家庭介護者慰労金

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

上記の特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している重度心身障がい者(3歳以上)と同居し、基準日(9月1日)前1年間において、通算180日以上介護している方に支給されます。

◎支給金額 年額80,000円(毎年12月に支給)

3. 医療・補装具・日常生活用具



障害認定による後期高齢者医療制度への加入

住民福祉課 国保年金係 62-9114

社会福祉係 62-9114

65歳から74歳で以下に該当する方は、希望により、後期高齢者医療制度(健康保険)に加入することができます。

- ◎対象者
- 身体障害者手帳 1～3級
 - 4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の1号、3号、4号)
 - 療育手帳 A1・A2
 - 精神保健福祉手帳 1・2級
 - 障害年金1・2級

●後期高齢者医療制度とは…

75歳以上の方が加入する健康保険で、病院等の窓口負担は1割または2割及び3割(現役並み所得の方)になります。

後期高齢者医療制度に加入すると、現在加入している健康保険の保険料より後期高齢者医療保険料の方が安い場合があります。

※保険料は世帯・収入の状況により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

福祉医療費の給付

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

以下に該当する方の医療費の自己負担分を給付金として支給します。

- ◎対象者
- 身体障害者手帳 1～3級
 - 4級の一部(65歳以上で、音声・言語機能障害、下肢障害の1号、3号、4号)
 - 療育手帳 A1・A2・B1
 - 精神保健福祉手帳 1・2級(※通院のみ)
 - 特別児童扶養手当 1級
 - 65歳未満で障害年金1級 9号・10号・11号
 - 65歳以上で障害年金1・2級(国民年金法施行令別表該当の方)
- } 資料1参照(P28)

※長野県内の病院を受診する際、医療機関窓口で必ず福祉医療費受給者証をご提示ください。

※長野県外の病院を受診した際は受診日より1年以内に富士見町役場まで領収証をお持ちください。

※精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、65歳から、申請により入院分も対象になります。

※上記対象の他に、18歳までの児童、18歳未満または18～20歳の高校在学中の児童を養育する母子・父子家庭も対象となります。

◎給付金額

医療機関に支払った保険診療の自己負担分から以下のものを差し引いた金額が支給されます。

- ・受給者負担金(診療月・1レセプトあたり 300 円)
- ・自費診療分(食事代、差額ベッド料、予防接種等)
- ・高額療養費や付加給付等、他法からの給付金
- ・スポーツ振興給付金の対象となる学校でのケガ等についての診療分

自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

身体上の障がいを取り除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。

	内容	手帳の要否
育成医療	身体に障がいのある18歳未満の児童に対して、早期治療を施し、将来生活をしていくために必要な能力をもたせるための医療給付	身体障害者手帳は必要ありません
更生医療	身体に障がいのある18歳以上の方に対して、その障がいを軽くしたり、取り除いたりして、職業能力の増進や日常生活を容易にするための医療給付	身体障害者手帳の取得が必要です
精神通院医療	精神疾患を患っている方が、その疾患を治療するための <u>通院医療</u> 給付	精神障害者保健福祉手帳は必要ありません

◎自己負担：原則1割(一定所得以上の場合は、対象外となります。)

- *申請には指定医療機関の医師による医療意見書(診断書)が必要です。
- 詳しくは、窓口にお問い合わせください。

補装具の交付と修理

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がいの内容や程度により、補装具の購入費や修理費を給付します。

- *購入前に必ず担当にご相談ください(申請書、判定書、指定業者の見積書等が必要となります。)
- *種目により、更生相談所(嘱託医、書類判定を含む)の判定や担当医の意見書が必要な場合があります。
- *障害者総合支援法の対象となる障がい者の範囲に難病患者等があります。
対象となる方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

◎自己負担：原則1割(世帯所得額に応じ、負担上限月額が設けられています。)

※基準額を超えた額は全額自己負担となります。

◎補装具種目一覧表…資料2参照(P31)



日常生活用具の給付

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

在宅の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します

- * 購入前に必ず担当にご相談ください。(申請書、見積書等が必要となります。)
- * 障害者総合支援法の対象となる障がい者の範囲に難病患者等があります。対象となる方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

◎自己負担：原則1割

※基準額を超えた額は自己負担となります。

◎日常生活用具一覧表…資料3参照(P32～34)



軽度・中程度難聴児補聴器購入の助成

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

軽度・中程度難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部が助成されます。

- * 購入前に必ず担当にご相談ください。(申請書、見積書、意見書、カタログ写し等が必要となります。)
- * 以下に該当する町内在住の児童(18歳未満)
- * 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること
- * 社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査等機関等の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。

軽度・中程度難聴者補聴器購入の助成

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

聴力機能の低下により日常生活を営む上でコミュニケーション等に支障がある難聴者に対して、補聴器購入費用等の一部が助成されます。

- * 購入前に必ず担当にご相談ください。(申請書、見積書、意見書、カタログ写し等が必要となります。)
- * 以下に該当する町内在住の18歳以上の者
- * 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること
- * 非課税世帯であること
- * 医師意見書により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
- * 助成金額は、購入費の2分の1以内で、20,000円を上限とする。

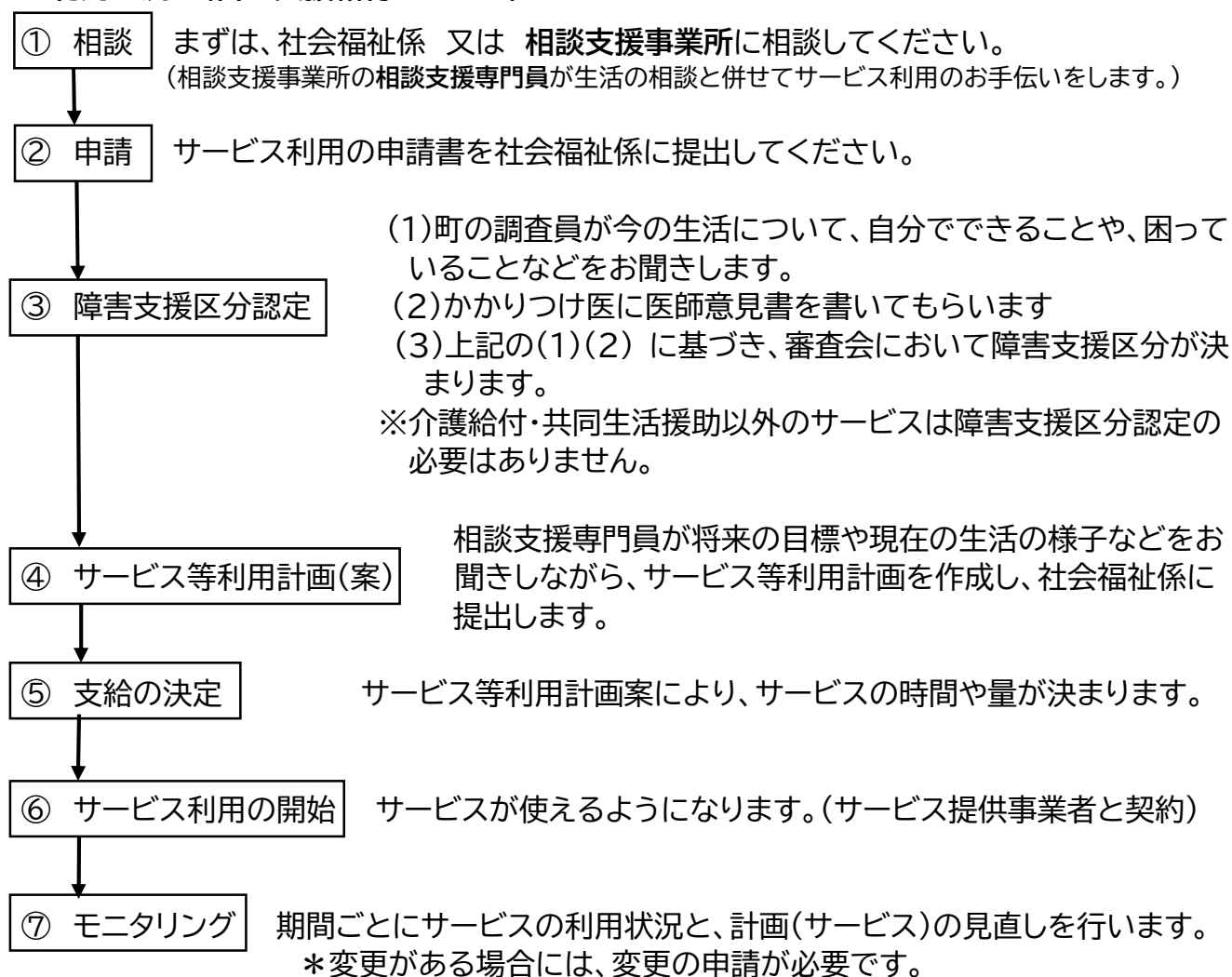


4. 在宅生活の支援(障がい福祉サービス)

*詳しいサービス内容については
次ページ以降をご覧ください

困ったことがある場合など、障がい福祉サービスを利用したい場合、利用の申請が必要です
住民福祉課 社会福祉係 62-9144
(※原則として、介護保険で同様のサービスが受けられる場合には、介護保険が優先になります)

◎利用の流れ(自立支援給付サービス)



【自己負担】 原則1割(所得に応じて、負担上限額が設定されています。↓)

世帯※の収入状況		負担上限額
生活保護受給世帯		0円
町民税 非課税世帯		0円
町民税 課税世帯	在宅の障がい児(所得割 28 万円未満)	4,600円
	在宅の障がい者(所得割 16 万円未満)	
	及び 20 歳未満の施設入所者(所得割 28 万円未満)	9,300円
上記以外		37,200円

※世帯の範囲

- 18 歳以上の障がい者(20 歳未満の施設入所者除く):障がいのある方とその配偶者
- 障がい児・20 歳未満の施設入所者 :保護者の属する世帯

【障害者手帳の要否】

身体障がいのある方は手帳が必要です。知的障がい・精神障がいのある方は必ずしも必要ではありません。

(年金証書や医療受給者証、医師の診断書等で障がいの事由を確認させていただきます。)

■ホームヘルプサービスを利用したい…

	サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
自立支援給付サービス (介護給付)	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。	・障害支援区分1以上 ・通院等介助(身体介助を伴う)については、障害支援区分2以上	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9 参照
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。	・障害支援区分4以上 二肢以上に麻痺あり等	
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方で、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。	・障害支援区分6以上	
	有償在宅福祉サービス	有償でホームヘルプの派遣が受けられます。 ◎自己負担:1時間950円 (身体介助が含まれると1,050円) (土・日・祝日 1,100円) 交通費1回110円	・社協会員登録が必要です。	社会福祉協議会 78-8987

■自宅でお風呂に入れてもらいたい

	サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
地域生活支援事業	訪問入浴サービス	自力または家族の介助で入浴が困難な寝たきり重度の方に移動入浴車による入浴介助を行います。 ◎利用可能回数:2回/週(限度) ◎自己負担:1割 (町民税非課税、生活保護世帯は無料)	・身体障害者手帳1・2級の方で感染性疾患のない方	住民福祉課 社会福祉係 62-9144

■食事を配達してもらいたい

サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
給食サービス (おたっしや生きがい生活支援事業)	社会福祉協議会のボランティアが安否確認もかねて夕食を届けてくれます。(夕食のみ・夕方4時頃配達・月～金) ◎自己負担:ごはん付き435円 おかずのみ325円	障がい者や高齢者のみの世帯等 ※高齢者・障害者サービス調整会議において、審査が必要です。	住民福祉課 介護高齢者係 62-9146

■一時的に預かってもらいたい・日中活動等の支援

		サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
自立支援給付サービス	介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	・障害支援区分1以上	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9参照
		生活介護	常に介護が必要な方に、日中に障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。	・障害支援区分3以上(施設入所の場合は障害支援区分4以上) ・50歳以上は障害支援区分2以上(施設入所の場合は障害支援区分3以上)	
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・自立訓練)	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間、支援計画に基づき行います。		
地域生活支援事業	日中一時支援	家庭において、障がい児・者を一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等で介護や創作的活動などの機会を提供します。 ◎利用可能総時間:月25時間以内 ◎自己負担:無料(食費等の実費は、自己負担) *利用登録等の申請をしてください。	住民福祉課 社会福祉係 62-9144		
	地域活動支援センター 「赤とんぼ」	地域で生活する障がいのある方々に、日中活動の場として、障がいの状況に応じた、通所による創作的活動や生産活動などの機会を提供します。			
精神障がい者デイケア	月見草の会	精神疾患を持つ方々に、集まって話をしたり散策をしたりなどの余暇活動(リフレッシュ)や社会参加の機会を提供します。 ◎毎月1回(午前10時～12時) 保健センターで開催 ◎自己負担:無料(交通費等は、自己負担)	住民福祉課 保健予防係 62-9134		



■外出の支援

	サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
自立支援給付サービス (介護給付)	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護などを行います。	・同行援護アセスメント調査によって対象となる方	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9参照
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	・障害支援区分3以上 行動関連項目10点以上	
地域生活支援事業	移動支援	障がいのある方が社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ヘルパーによる移動の介助や見守り等の支援を行います。 ◎利用可能時間: 上限25時間/月 ◎自己負担: 1割 (町民税非課税、生活保護世帯は無料)	・障害者手帳を持っている方 ・通学・通勤・営業活動及び通年かつ長期にわたる外出時の支援などは除く	住民福祉課 社会福祉係 62-9144
おたつしや生きがい 生活支援事業	福祉輸送サービス	社会福祉協議会のスタッフが、以下の外出の際に、車いすの乗降も含めて支援を行います。 ・通院・入退院(入退所) ・買い物等(月2回限度) ◎利用料(全て税込金額) ・富士見町発着 片道1回605円 ・富士見町⇄原村発着 片道1回715円 ・富士見町⇄町外発着 5kmまで990円 (以降5kmごと990円加算)	・介護認定を受けている方、または障害者手帳を持っている方で、公共交通機関を利用することが困難な方 ※高齢者・障害者サービス調整会議において、審査が必要です。	住民福祉課 介護高齢者係 62-9146

■就労支援

	サービス名	サービスの内容	利用申請窓口
自立支援給付サービス 訓練等給付	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9参照
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型…雇用して就労の機会を提供し、必要な訓練をします。 B型…生産活動その他の活動の機会を提供し、必要な訓練をします。	

■居住支援(夜間の居住を支援するためのサービス)

		サービス名	サービスの内容	利用する際の条件	利用申請窓口
自立支援給付サービス	介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	・人工呼吸器等で区分6の方 ・筋ジス、ALS等、重症心身障がい者の方で区分5以上	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9参照
		施設入所支援	施設において夜間における入浴、排泄等の介助や日常生活上の支援等を行います。	・障害支援区分4以上 (50歳以上は障害支援区分3以上) ・通所困難な自立訓練および就労移行支援受給者	
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や食事の提供や日常生活上の援助を行います。また、必要な方には入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい者(身体障がい者にあつては65歳未満の者、または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者)	
		自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方	



■障がい児通所支援(通所による療育・訓練を受けるには…)

	サービス名	サービスの内容	対象者	利用申請窓口
障害児通所支援事業	児童発達支援センター	日常生活における基本的な動作の指導(生活習慣の向上)や、集団適応への支援を行います。	療育の必要な未就学児童	住民福祉課 社会福祉係 62-9144 *P9参照
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み中の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを提供することにより、障がい児の自立を支援します。	療育の必要な就学児童	
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、専門的な支援を必要とする場合に、保育所などを訪問して集団生活への適応のための支援を行います。	支援を必要とする保育所等に通う障がい児	
	母子通園施設 「親子すくすく広場」	成長の中で気になる事や心配のあるお子さんとその家族に、遊びながら必要な支援(訓練)を行います。 ◎スタッフ:作業療法士、保育士 ◎月1~2回程度 ◎会場:旧落合小学校	5歳児すこやか相談、保育園生活の中で広場での活動が必要であると思われ、保護者が希望したお子さん	子ども課 子ども・家庭相談係 62-9233

※児童発達支援センター・保育所等訪問支援・障害児入所施設について、3歳になった最初の4月から6歳になった最初の3月までの方は利用料の自己負担はありません。

■暮らしサポート・富士見 社会福祉協議会 地域福祉課(地域共生センターふらっと)78-8550

日常生活をおくるうえで、少しでも協力してくれる方「協力会員」の紹介と調整を行います。利用する際の条件として、社協会員への登録が必要となります。

<支援例> ※協力会員ができる活動の範囲内での支援となります

日常的支援 (週1~2回)	ゴミだし・草取り・掃除・障子張り・家事援助・話し相手・外出支援など
特別な(季節ごと)支援 (その都度相談)	雪かき・大掃除・水回りの掃除・灯油運び・粗大ごみ運搬など

5. 移動の支援



■運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方は、単独または介護者とともに乗車する場合に、次のとおり割引されます。

【第1種、第2種の区分】

身体障害者手帳…手帳に記載されていますのでご確認ください。

療育手帳…第1種:A1、A2

第2種:B1、B2

精神障害者保健福祉手帳…令和7年1月16日以降に交付された手帳の場合、記載されています。

お持ちの手帳に区分の記載がない場合、住民福祉課 社会福祉係までご連絡ください。

鉄道

◎利用方法 駅の窓口で手帳を提示して購入してください。

種類	手帳 区分	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	
		第1種	第1種・第2種
		介護者と乗車 (単独では割引なし)	片道100kmを 超えて単独で乗車 12歳未満の方が 介護者と乗車
普通乗車券	本人、介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引
定期乗車券			
回数乗車券・急行券			

※私鉄等は、JRに準じた割引がありますが、詳しい内容は各鉄道会社にお問い合わせください。

※大人の第1種障がい者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。(改札で手帳を提示してください。)

飛行機

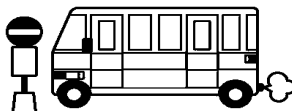
◎利用方法 航空券販売窓口で手帳を提示して購入してください。

対象者 (満12歳以上)	手帳の種類	第1種・第2種
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人および介護者(1名まで)

※割引運賃は、事業者または路線によって異なります。詳しくは航空会社へお問い合わせください。

バス

タクシー



◎利用方法 乗降車時に運転手に手帳を提示して購入してください。

	手帳の種類	割引	注意事項
バス	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	5割引	回数券・定期乗車券の購入、高速バス等について、詳しくは各バス会社へお問い合わせください
タクシー	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 (一部事業者で利用可)	運賃10%割引	迎車回送料金、高速料金等について、詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください

有料道路通行料金の割引

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

運転者	対象者	車の所有者要件(※個人名義の車)	割引率
障がい者本人が運転する場合	身体障害者手帳を持っている方	障がい者本人、またはその親族等が所有する車	5割引
介護者が運転する場合 (本人乗車条件)	身体障害者手帳(第1種療育手帳(A1・A2))	障がい者本人、またはその親族等が所有する車 ※上記の方が車を所有していないときは、継続して日常的に介護している方	

◎利用方法

手帳の証明欄にあらかじめ自動車登録番号等の記載(割引の証明)を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。(ETC 利用での割引も適用されます。)

*ETC 利用の有無に関わらず、障害者手帳は必ず携行してください。

◎申請手続

お持ちいただくもの)

ETC を利用しない場合	① 身体障害者手帳、または療育手帳 ② 運転免許証(障がい者本人が運転する場合) ③ 自動車検査証(車検証)
ETC を利用する場合	*上記①～③に加え… ④ ETC カード(※原則として本人名義のもの) ⑤ 登録を希望される自動車に取り付けられた「ETC 車載器のセットアップ申込書・証明書」

※注意事項

・対象自動車…お 1 人につき 1 台。個人名義の車。(営業用自動車・レンタカー等は除く)

①割賦購入(ローン)の方は…

ローン返済中の方	申請手続きの際に、ローン契約書等、返済中であることがわかるものをお持ちください
ローン返済完了の方	申請手続きの前に、自動車検査証(車検証)の所有者の名義を変更してから申請手続きをお願いします

・割引有効期間…申請をした日から、2 回目の誕生日まで

*更新申請は有効期限の 2 か月前から行うことができ、3 回目の誕生日(最長 2 年 2 カ月)までとなります。

・ETC カード…本人名義のカード 1 枚に限ります。

①未成年の方は…重度の障がい介護者の運転による割引が認められている場合に限り、親権者または法定後見人(家庭裁判所が選任した未成年後見人等)名義のカードも対象になります。

手帳に記載されている割引有効期限が障がい者本人の 20 歳を超えて設定されている場合は、20 歳の誕生日までが ETC 割引有効期限となります。その際、引き続き ETC で本割引の適用を希望される場合は、障がい者本人名義の ETC カードに切替のうえ、再度利用登録の申請を行ってください。

※自動車を保有していない場合でも、要件を満たす自動車であれば、本割引を利用できる場合がありますので、ご相談ください。

すずらん号(デマンド交通)の福祉割引

富士見町商工会 62-2373

- ◎対象者 身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 } をお持ちの方

- ◎割引内容 ※割引は回数券 11 枚綴:2,500 円(通常1回 340 円)を購入し、ご利用の場合に適応されます(現金払い、1回限りの場合は、通常の340円になります)。

●時刻表

◎利用方法

- ①利用登録 富士見町商工会で登録手続き
②回数券購入 富士見町商工会又は乗車時に購入
③予約 利用したい便の まち行便 40分前までに
帰り便 20分前までに
予約センターへ電話予約
*予約は利用日の1ヶ月前から可能
④利用 すずらん号が原則自宅までお迎え

まち行便	帰り便
8:20	9:30
9:20別荘含	10:50
10:35別荘含	13:10別荘含
14:25	14:40別荘含
16:00	16:10
	17:05

- 予約センター 61-1133(平日 7:40~16:45)

■交通費等の助成

障害者支援施設通所交通費補助

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

- ◎対象者 障害者支援施設に通所する障がいのある方

※対象となる通所施設

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型事業所
地域活動支援センター

- ◎助成内容 以下のいずれか一方の助成が受けられます。

- ①すずらん号、電車、バスを利用した交通費 *上限 5,000 円

- ②自家用車、バイクで通所した場合の交通費

*施設(又は送迎場所)までの距離が2km以上、通所回数 10 日/月以上の方

施設(又は送迎場所)までの距離	自家用車	バイク(自動二輪車・原付)
2km以上10km未満	月 2,000 円	月 1,000 円
10km以上	月 3,000 円	月 1,500 円

◎助成対象外

- ・自宅から通所施設まで送迎サービスのある方
- ・施設(又は送迎場所)までの距離が2km未満、通所回数 10 日/月未満の方(②の場合)
- ・他の事業で交通費助成を受けている方
- ・就労アセスメントを受ける目的で、就労移行支援事業所へ通所した期間の交通費

- ◎申請手続 お持ちいただくもの)印鑑、振込先金融機関口座の通帳

心身障害児(者)通園等交通費補助

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

- ◎対象者 心身障がい児(者)通園施設に入所・通園する障がいのある児(者)
- ◎対象経費 通園に要する交通費
- ◎助成内容 1月当たりの交通費のうち2,000円を超える額の1/2
- ◎申請手続 お持ちいただくもの)印鑑、振込先金融機関口座の通帳

タクシー利用料金助成(タクシー券交付)

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

- ◎対象者 身体障害者手帳 1級・2級
療育手帳 A1・A2・B1
精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
※施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けた方を除く
- ◎助成内容 900円分の乗車券を交付
(申請月から年度末までの月数×3枚。最大12カ月分・36枚)
- ◎利用方法 タクシー券は障がい者本人の氏名を記入し、必ず障がい者本人が乗車のうえ、ご利用ください。乗車の際、運転手に手帳を提示し、タクシー券を渡してください。(900円を超えた額は自己負担となります。)
*利用範囲は諏訪圏域6市町村内にあるタクシー会社です。
乗車時に利用可否の確認をお願いします。(福祉タクシーも利用可です)
- ◎申請手続 お持ちいただくもの)障害者手帳、印鑑 *申請は毎年度必要です

■自動車に関する支援

福祉車両貸出サービス

社会福祉協議会 62-6766

- ◎対象者 外出の際車いす等が必要で、本人または家族の所有する車では外出が困難な方に対し、社会福祉協議会が所有する福祉車両を貸出します。
- *社協会員の登録及び会費の納入、事前の利用登録申請のほか、利用距離に応じた利用料等が必要になります。
- *持ち物:運転者の免許証の写し

自動車改造費の助成

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

- ◎対象要件 身体障がい者で次のいずれにも該当する方
 - ① 障がい者本人が所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方。
 - ② 前年度の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が改造を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方(窓口でご確認ください)
- ◎補助額 1件10万円限度
- *改造前にご相談ください(計画書、見積書、改造前の写真等が必要となります)

自動車運転訓練

身体障がい者用に改造された教習車を必要とされる方で、自動車の運転を希望される場合に運転訓練が受けられます。

※事前に医学的な診断や、身体的な機能評価および実車評価を受けていただき、訓練が必要と判断された方について、自動車訓練サービスが受けられます。

※事前に運転免許センターで「予備適性検査」を受けておくことが必要になります。

問合せ先)長野県立総合リハビリテーションセンター

〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1 TEL 026-296-3953(内線 635)

駐車禁止規制の適用除外

茅野警察署 交通課 (代)82-0110

障がいのある方に対して駐車禁止除外標章が交付されます。(人に対する交付)

◎対象者

障がいの区分		障がいの級別
身体障 害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害	2 級及び 3 級
	平衡機能障害	3 級
	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2 (両上肢に著しい障害がある場合)
	下肢不自由	1 級から 4 級までの各級
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動障害がある場合を除く)
		移動機能 1 級から 4 級までの各級 ※
	心臓機能障害	1 級及び 3 級
	じん臓機能障害	1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
	小腸機能障害	1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級
	肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級
療育手帳		A1、A2
精神障害者保健福祉手帳		1 級

◎申請手続 お持ちいただくもの)障害者手帳、印鑑、身分証明できるもの
※要件があるため、詳細は茅野警察署 交通課までお問い合わせください。

■信州パーキング・パーミット制度

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

◎信州パーキング・パーミット制度とは

障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

*利用証⇒



◎対象者 以下の基準を満たしている方が対象です。

<利用対象者区分と交付基準・有効期間>

区分			交付基準	有効期間
1 身体障がい者	視覚障がい		4 級以上の者	発行の日から 5 年以内
	聴覚障がい		3 級以上の者	
	ろうあ		3 級以上の者	
	平衡機能障がい		5 級以上の者	
	肢体不自由	上肢	2 級以上の者	
		下肢	6 級以上の者	
		体幹	5 級以上の者	
		脳原性	2 級以上の者	
	心臓機能障がい		4 級以上の者	
	腎臓機能障がい		4 級以上の者	
	呼吸器機能障がい		4 級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい		4 級以上の者	
	小腸機能障がい		4 級以上の者	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4 級以上の者	
	肝臓機能障がい		4 級以上の者	
2	知的障がい者		療育手帳所持者で障害程度欄が A1、A2 の者	発行の日から 2 年以内
3	精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳が 1 級の者	
4	発達障がい者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
5	難病患者		特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者	
6	高齢者		介護保険の要介護状態区分が要介護 1 以上の者	母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後 2 年の間
7	妊産婦		母子健康手帳を取得した者 産後は 2 歳未満の子供を同伴する場合に限る	
8	その他けが人または病気等の者		けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内

◎申請手続 お持ちいただくもの) 障がい等の状況がわかる書類
(障害者手帳・介護保険被保険者証・母子健康手帳など)



6. 住まいの支援

■障がい者にやさしい住宅改良促進事業

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段等の整備改善する際に、経費の上限を70万円とし、自己負担1割分を除いた額を補助します。

- ◎対象者 65歳未満で以下に該当する方
身体障害者手帳1～3級の方
身体障害者手帳4～6級の方で独居者または常時介護する人がいない方
- ◎自己負担 1割
- ◎所得制限 前年の課税所得税額の合算が8万円以下の世帯

※改造後の申請は受理できませんので、必ず着工前にご相談ください

※新築や増築、住宅の全面改築は対象となりません

7. コミュニケーション支援

■手話通訳者派遣事業

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

聴覚障がい者の日常生活上必要な情報提供、コミュニケーションの支援を行います。

- ◎派遣範囲
 - ・生命及び健康管理に関すること(病院、保健センター等)
 - ・権利に関すること(公的機関等への相談、手続き)
 - ・就労等に関すること(ハローワーク、労働基準監督署等との相談)
 - ・教育に関すること(学校、保育所等教育機関との相談)
- ◎自己負担 無料
- ◎申請手続 原則として、利用の7日前までに申請書を提出してください。
(緊急の場合を除く)



8. 税の減免等

■自動車税・軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

【自動車税】

南信県税事務所 諏訪事務所 57-2905

【軽自動車税】

財務課 収納係

62-9123

障害者手帳をお持ちの方で、以下の要件を満たす場合に減免が受けられます。

◎対象要件

		障がい等級 ※合併障がいの場合、個別の障がい等級により判断します。											
		障がい者ご本人が運転する場合						障がい者ご本人以外の方が運転する場合					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
身体障害者手帳	視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障がい		○	○					○	○			
	平衡機能障がい			○						○			
	音声機能障がい			○(喉頭摘出による場合に 限る)									
	上肢不自由	○	○					○	○				
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢機能	○	○				○	○				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○			
	心臓機能障がい	○		○				○		○			
	じん臓機能障がい	○		○				○		○			
	呼吸器機能障がい	○		○				○		○			
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	○		○				○		○			
	小腸の機能障がい	○		○				○		○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	○	○	○				○	○	○			
	肝臓機能障がい	○	○	○				○	○	○			
療育手帳		総合判定 A						総合判定 A					
精神障害者保健福祉手帳		1 級						1 級					

◎使用要件

運転者	ご本人	
	同一生計者	障がい者の通院、通学、通勤またはその他日常生活の為の運転に限る
	日常的介護者	障がい者のみの世帯、(または運転免許証を持っていない世帯)に限る
車の所有者 (名義)	ご本人	
	同一生計者	18歳未満で身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

◎注意事項

- ・減免台数は、1台に限ります。(普通車と軽自動車の重複減免はできません)
 - ＜自動車税(種別割)について＞
 - ・南信県税事務所へ申請してください。町では受付できません。
 - ・減免手続きされた自動車及び所有者の変更等がなければ、再申請する必要はありません。
 - ・減免額については、上限額が設定されています。買い替えの場合の減免等も含め、詳しくは窓口へお問い合わせください。
 - ＜軽自動車税(種別割)について＞
 - ・毎年申請が必要になります。前年度減免申請されている方には、4月上旬に申請書をお送りしますので、ご提出ください。
- 新規に減免をご希望される方は、富士見町役場財務課収納係までお問い合わせください。

◎申請手続き

	申請時期
自動車税(種別割)	・自動車税納期限まで ・年度途中で手帳を交付された場合、交付年月日から30日以内 ・年度途中で自動車を購入した場合、登録した日から30日以内
軽自動車税(種別割)	・軽自動車税納期限の7日前まで ・年度途中で手帳を交付された場合、翌年度より該当
自動車・軽自動車税 (環境性能割)	・要件を満たした日から30日以内

(お持ちいただくもの) 障害者手帳、障害のある方のマイナンバーカードもしくは通知カード
自動車検査証(車検証)、運転者の免許証
生計同一証明書または日常的介護者の証明書(使用要件が本人でない場合)

⚠生計同一証明書・日常的介護者の証明書については、
事前に住民福祉課 社会福祉係(62-9144)で証明を受けてください。



■所得税・個人住民税の控除

【住民税】財務課 町民税係 62-9122

(※給与所得者は勤務先の給与担当にお問い合わせください) 【所得税】諏訪税務署

52-1390

障がい者(児)に認定された年分の所得税(住民税は翌年度)から、申告により次の額の所得控除が受けられます。

手帳の種類 等級	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手 帳			控除額	
	1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	住民税	所得税
特別障害者控除	○	○					○	○			○			30万円	40万円
一般障害者控除			○	○	○	○			○	○		○	○	26万円	27万円

※前年の所得が135万円以下の障がい者は住民税が課税されません。

※上記の特別障害者に該当する被扶養者と同居している場合は、控除額に加算があります。

詳しくは、財務課町民税係・諏訪税務署にお問い合わせ下さい。

◎【障害者控除対象者認定書】

65歳以上で介護認定を受けている方は、手帳の交付を受けていない方でも控除が受けられる場合があります。介護を要する(障がい者に準ずる障がいがあるなど)方の控除については、事前にご相談ください。(住民福祉課 介護高齢者係 62-9146)

■相続税に関する障がい者控除

諏訪税務署 52-1390

相続人が障がい者である場合、相続税額から次の一定額が控除されます。

手帳の種類 等級	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手 帳			控除額
	1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
特別障害者控除	○	○					○	○			○			20万円×(85歳に達するまでの年数)
一般障害者控除			○	○	○	○			○	○		○	○	10万円×(85歳に達するまでの年数)

■利子等の非課税

ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行、証券会社等の金融機関

一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

- ◎対象者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方
 - ・障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている方

9. その他

■心身障害者扶養共済

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

心身障がい者を扶養している方が、死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。

加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。

◎加入要件

【対象者】以下と同程度の障がいと認められるもの

※以下のどれも受けていない場合は、診断書の提出が必要になります。

身体障害者手帳 1～3級

療育手帳 A1・A2・B1・B2

精神保健福祉手帳 1・2級

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 受給者

障害年金1・2級 受給者

【保護者(障がい者を扶養している方)】

- ・県内に住所があること。
- ・年齢(毎年4月1日における)が65歳未満であること。
- ・特別な疾病又は障害がなく健康であること。
- ・障がいのある方1人に対し加入できる保護者は一人であること。

◎掛金 (加入時の年齢により)1口9,300円～23,300円/月

※1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

※加入者が65歳以上で、かつ20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。

また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免があります。

◎年金等の給付

支給内容		給付対象者	給付額
年金	加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となったとき	扶養していた障がい者	1口20,000円/月 (月2口まで)
弔慰金 (一時金)	障がい者が加入者より先に死亡したとき ※加入期間1年以上	加入者	加入期間に応じて 1口50,000円～250,000円
脱退一時金	脱退したとき ※5年以上加入後	加入者	加入期間に応じて 1口75,000円～250,000円

※掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。

■医療費の貸付制度

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

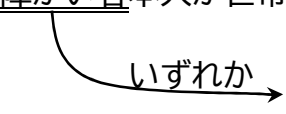
医療費の支払いに必要な資金の貸付を行います。

	医療費資金貸付	医療費貸付基金
対象者	福祉医療費の支給が見込まれる方(またはその保護者)で、その方の属する世帯全員が現年度分町民税非課税の方	高額療養費の支払いを一時的に行うことが困難な方。
貸付額	福祉医療給付金支払見込額を限度とする	原則1万円以上50万円以下
貸付期間	福祉医療給付金が支給されるまでの間	4か月以内
利子	なし	なし ※正当な理由がなく償還日までに返済できない場合は年7.3%~14.6%の延滞利子がかかります。

■NHK放送受信料の減免

NHK長野放送局 026-291-5205

次に該当する場合、NHK受信料が減免されます。

身体・知的・精神いずれかの障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、 世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除
<u>障がい者本人</u> が世帯主であり受信契約者である場合 	半額免除

※申請手続きには免除基準に該当する旨の証明が必要です。

●事前に住民福祉課 社会福祉係(62-9144)で証明を受けてください。

■携帯電話料金の割引サービス

携帯電話各社

障害者手帳をお持ちの方(身体・療育・精神)は携帯電話料金の割引サービスがあります。詳しくは各携帯会社店頭またはホームページ等でご確認ください。

■南信地域町村交通災害共済会費の助成

住民福祉課 社会福祉係 62-9144

南信地域町村交通災害共済の加入希望者に対して会費(1人200円/年)を助成します。

◎対象者 身体障害者手帳 1級、2級
療育手帳 A1
精神障害者保健福祉手帳 1級

■日常生活自立支援事業

社会福祉協議会 地域福祉課(地域共生センターふらっと)78-8550

判断能力が不十分な方の生活や権利を擁護するために、定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いする支援事業です。

10. 相談窓口

まるまる相談室「総合相談窓口」 社会福祉協議会 地域福祉課

富士見町地域共生センター「ふらっと」TEL78-8550

落合地域福祉拠点「ぱれっと」 TEL78-8846（旧落合小）

専門職が、生活の中で困っていることについてお話を伺います。
様々な機関と連携し、必要時には関係機関と連携して生活のバックアップを行います。
悩みを聞いてもらいたい方、話しをされたい方等、どなたでもお気軽にご相談ください。
ご自宅等への訪問、電話でのご相談もお受けしています。

富士見町成年後見支援センター

富士見町地域共生センター「ふらっと」TEL78-8550

TEL78-8986

判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ご本人や
そのご家族が成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行います。

諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス

TEL 54-7713

〒392-0024 諏訪市小和田 19 番 3 号

諏訪地域にお住いの障がいのある方(身体・知的・精神・発達障がい・難病等)、ご家族および関係者の方からの生活全般に関する相談をお受けします。

子どもから大人まで、どんなことでも相談できる一番身近な存在として、皆さんが地域で支えあいながら安心して生活できるよう応援します。

障がい者雇用の総合窓口

すわーくらいふ(諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター)

TEL 54-7013

〒392-0026 諏訪市大手 1 丁目 789-1

障がい者の就職や職業生活に関わる相談に対し、ハローワークなど関係機関と連携して、地域での就業と生活を一体的に支援します。

諏訪公共職業安定所(ハローワーク諏訪)

TEL 58-860

〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1

障がい者雇用のご案内のほか、職業訓練や適応訓練、事業主むけの障がい者トライアル事業、障がい者雇用企業への助成等があります。詳しくはお問い合わせください。

その他相談窓口一覧

<障がい児者に関する相談>

障がい福祉サービス等	住民福祉課社会福祉係	0266-62-9144	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
------------	------------	--------------	-------------------------------

<権利擁護に関する相談>

障がい者虐待防止センター	住民福祉課社会福祉係	0266-62-9144	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
人権相談	住民福祉課介護高齢者係	0266-62-9133	

<こころや身体の健康に関する相談>

こころや身体の健康相談	住民福祉課保健予防係	0266-62-9134	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	0266-57-2927	
	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	

<子どもに関する相談>

発育や発達・育児	住民福祉課保健予防係	0266-62-9134	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
育児相談	住民福祉課保健予防係	0266-62-9134	
	子ども課子ども・家庭相談係	0266-62-9233	
子どもに関するあらゆる相談 養育・学校生活 教育・不登校 障がい・虐待 DV など	子ども課子ども・家庭相談係	0266-62-9233	

<高齢者に関する相談>

高齢者の介護など	住民福祉課介護高齢者係	0266-62-9133	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
	地域包括支援センター	0266-62-8200	月~金曜日・第1,第4土曜日 平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:30

<生活とくらしに関する相談>

生活・就労に関する相談	住民福祉課社会福祉係	0266-62-9144	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
	産業課商工観光係(職業案内)	0266-62-9342	
	まいさぼ信州諏訪 (生活就労支援センター)	0266-75-1202	平日 9:30~17:00 (祝日、年末年始を除く)
生活保護に関すること	住民福祉課社会福祉係	0266-62-9144	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
消費生活・多重責務に関すること	茅野消費者生活センター	0266-75-8188	平日 8:30~17:00 (祝日、年末年始を除く)
	住民福祉課住民係	0266-62-9112	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
心配ごと相談	富士見町社会福祉協議会	0266-78-8550 0266-78-8982	第3金曜日
納税相談	財務課収納係	0266-62-9123	平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
法律相談	住民福祉課住民係	0266-62-9112	

資料

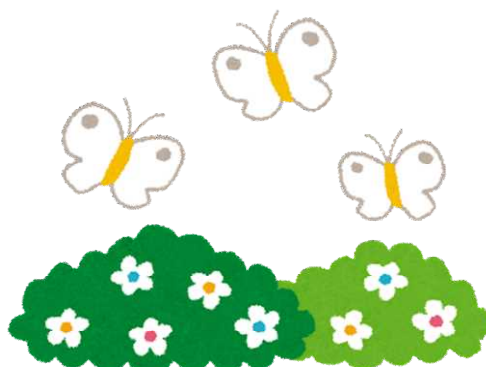


障害の状態 ※障害者手帳の等級と必ずしも一致しません		
障害基礎年金・障害厚生年金	1級	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
		3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
		4 両上肢のすべての指を欠くもの
		5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
		7 両下肢を足関節以上で欠くもの
		8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	2級	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3 平衡機能に著しい障害を有するもの
		4 そしゃくの機能を欠くもの
		5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
		6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
		7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
		8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
		9 一上肢のすべての指を欠くもの
		10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		11 両下肢のすべての指を欠くもの
		12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		13 一下肢を足関節以上で欠くもの
		14 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの

障害厚生年金	15級	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	3級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
		2	両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
		3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
		6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
		7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
		9	おや指及びひとさし指併せ一上肢の四指の用を廃したもの
		10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		11	両下肢の十趾の用を廃したもの
		12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

国民年金法および厚生年金保険法による障害等級表

(国民年金法施行令別表・厚生年金保険法施行令別表第一)



補装具種目一覧

R6.4 改正

種目・名称			購入基準 (単位:円)	耐用 年数	種目・名称			購入基準 (単位:円)	耐用 年数	
義肢(義足・義手)			※	1～5	視覚障害者安全つえ	普通用	繊維複合材料	4,200	2	
装具(下肢・上肢・体幹・靴型)			※	1～3			木材	2,700		
装具(下肢・上肢・体幹・靴型)レディメイド			2,500				軽金属	2,800		5
姿勢保持装置			※	3		携帯用	繊維複合材料	5,200	2	
補聴器	高度難聴用ポケット型	44,000	5	木材			3,400			
	高度難聴用耳かけ型	46,400		軽金属			3,300	4		
	重度難聴用ポケット型	59,000		身体支持併用		4,600				
	重度難聴用耳かけ型	71,200		義眼	義眼(レディメイド)		17,900	2		
	耳あな型(レディメイド)	92,000			義眼(オーダーメイド)		86,900			
	耳あな型(オーダーメイド)	144,900			眼鏡	矯正用	6D未満	16,900	4	
	骨導式ポケット型	74,100					6D以上10D未満	20,200		
	骨導式眼鏡型	126,900		10D以上20D未満			24,000			
		20D以上	24,000							
※車椅子	自走用	90,000	6	遮光用		前掛式	22,400			
	リクライニング式自走用	※				掛けめがね式	31,200			
	ティルト式自走用	※				6D未満	※			
	リクライニング・ティルト式自走用	※				6D以上10D未満	※			
	手動リフト式自走用	※				10D以上20D未満	※			
	前方大車輪型	※				20D以上	※			
	リクライニング式前方大車輪型	※				コンタクトレンズ		13,000		2
	片手駆動型	※					眼弱視	掛けめがね式		38,200
	リクライニング式片手駆動型	※		焦点調整式	18,600					
	レバー駆動型	※		※歩行器	六輪型	70,000	5			
※車椅子 介助用	介助用	85,000	四輪型(腰掛付)		43,900					
	リクライニング式介助用	※	四輪型(腰掛なし)		43,900					
	ティルト式介助用	※	三輪型		37,700					
	リクライニング・ティルト式介助用	※	二輪型		29,900					
※電動車椅子	標準形低速用(4.5km/h 以下)	486,300	固定型		24,400	3				
	標準形中速用(6.0km/h 以下)	502,300	交互型		33,300					
	簡易型	切替式	393,900		座位保持椅子(児のみ)			26,100		
		アシスト式	412,600	起立保持具(児のみ)			31,700			
	リクライニング式標準形	※	頭部保持具(児のみ)		7,550					
	電動リクライニング式標準形	※	排便補助具(児のみ)		10,000		2			
	電動リフト式標準形	※	※歩行補助つえ	松葉つえ	木材		A 普通	3,800	2	
	電動ティルト式標準形	※					B 伸縮	3,800		
意思伝達装置	文字等走査 入力方式	簡易なもの			152,700	軽金属	A 普通	4,600		4
		簡易な環境制御機能が付加されたもの			203,900		B 伸縮	5,150		
		高度な環境制御機能が付加されたもの		480,600	カナディアン・クラッチ		10,000			
		通信機能が付加されたもの		※	ロフストランド・クラッチ		10,000			
生体現象方式		480,600		多脚つえ		7,600				
				プラットホーム杖		27,600				

※購入基準の額についてはそれぞれ目安であり、一人ひとりの身体状況等により変動します。

※令和 6 年 4 月より、装具レディメイドが補装具対象となります。

日常生活用具一覧表(種類及び性能)

	種類	基準額(円)	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 寝たさりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能をもつもの	8年
	特殊マット	100,000	下肢又は体幹機能障害1級の者 (常時介護を要する者に限る) 寝たさりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能をもつもの	5年
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害1級の者 (常時介護を要する者に限る) 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) 寝たさりの状態にある難病患者等	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年
	移動用 リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上の者、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	4年
	訓練いす (児童のみ)	33,100	3歳以上で下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として附属のテーブルをつけるものとする	5年
	訓練用 ベッド	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上の者下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
	簡易自助具類	30,000	重度心身障がい者(児)で原則として3歳以上の者	食事や家事、整容や更衣を行う際に障がい者がより容易にできるよう工夫された物	
自立生活支援用具	入浴補助 用具	90,000	下肢又は体幹機能障がい者及び難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年
	便器 (手すり付)	4,450 (5,400)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 常時介護を要する難病患者等	障害者等が容易にしようできるもの (取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年
	T字状・ 棒状杖	4,200	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	十分な強度を有する木材又は軽金属を主体とした一本杖	3年
	移動・移乗支 援用具	60,000	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	手すり、スロープ、歩行器等で、 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性があるもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 (設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	
	頭部保護帽	12,160	てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児(者)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	特殊便器	151,200	上肢障害2級以上の者 上肢機能に障害のある難病患者等	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの (取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年
	火災警報器	15,500	障害等級2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年
	自動消火器	28,700	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害等級2級以上・難病患者等のみの世帯・これに準ずる世帯の者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年
	電磁調理器	41,000	視覚障害2級以上で視覚障害者のみの世帯・これに準ずる世帯の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	6年
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
	視覚障がい者用音 響案内装置	48,600	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用できるもの	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障害2級以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

資料 3

	種類	基準額(円)	対象者	性能	耐用年数	
	ビブス	2,300	聴覚障がい者又は視覚障がい者であって必要と認められる者	携行が容易なものであって、視認性の高い仕様のもの	5年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	
	ネブライザー(吸入器)	36,000	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等で必要と認められる者	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害者等であって、必要と認められる者	障害者等が容易に使用できるもの	5年	
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険に於ける在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者	障害者が容易に使用できるもの	10年	
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	視覚障害2級以上で視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	
	視覚障害者用体重計	18,000	視覚障害2級以上で視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器	157,500	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用しえるもの	5年	
	人工呼吸器用自家発電機及び外部バッテリー	200,000	人工呼吸器を使用している障がい者	対象者又は介助者が容易に使用できるもの	10年	
情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピュータ	100,000	上肢障害2級以上、言語、上肢複合障害2級以上及び、視覚障害2級以上の者(文字を書くことが困難な者に限る)	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正、及び記憶機能を持ち、障害者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンター等を附帯することができる。)	6年	
	情報・通信支援用具	100,000	上肢障害2級以上、言語、上肢複合障害2級以上及び、視覚障害2級以上の者(文字を書くことが困難な者に限る)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。	5年	
	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発音・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を持ち、障害者が容易に使用できるもの	5年	
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等によりしめすことができるもの	6年	
	点字器	標準型	A 10,400 B 6,600	視覚障害者	価格は点筆を含むものであること A 32マス18行、両面書、真鍮板製 B 32マス18行、両面書、プラスチック製	7年
		携帯型	A 7,200 B 1,650	視覚障害者	価格は点筆を含むものであること A 32マス4行、片面書、アルミニウム製 B 32マス12行、片面書、プラスチック製	5年
	点字タイプライター	63,100	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	
	視覚障害者用ポータブルリーダー	A 89,800 B 36,750	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び記録図書の再生が可能な製品で、視覚障害者が容易に使用し得るもの A 録音再生機 又は B 再生専用機	6年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	115,000	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置をよみたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	
	視覚障害者用時計	A 10,300 B 13,300	視覚障害2級以上の者、なお音声式は手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用できるもの A 触読式 B 音声式	10年	
	点字図書	年間24冊(ただし辞書等を一括で購入しなければならないものを除く)	視覚障がい者	点字により作成された図書		

資料 3

	種類	基準額(円)	対象者	性能	耐用年数
	聴覚障害者用通信装置	128,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有するものであつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕・手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕・手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	人工内耳音声信号処理装置	200,000	聴覚障害で人工内耳埋込術を受け、現在装着している装置が5年以上経過している者(両耳装用の場合は2個まで支給できるものとする)	障がい者が容易に使用できるもので、医療保険の対象とならないもの	5年
	人工内耳イヤーマールド	9,000	聴覚障害で人工内耳埋込術を受け、イヤーマールドを必要とする者(両耳装用の場合は2個まで支給できるものとする)	障がい者が容易に使用できるもの	1年
	人工喉頭	笛式 5,000 電動式 70,100 埋込式人工鼻 23,100/月	喉頭摘出者	電動式または笛式若しくは埋込型用人工鼻であつて、障害者が容易に使用できるもの(埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る)	5年
排泄管理支援用具	ストマ用装具	A 8,600 B 11,300	ストマ造設者 高度の排便・排尿機能障害者 脳原性運動機能障害で意思表示困難者 (福祉施設入所者を含む)	消化器系(付属品含) 尿路系(付属品含)	
	収尿器	男子用 A 7,700 B 5,700	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの (ラテックス製又はゴム製) A 普通型 B 簡易型	1年
		女子用 A 8,500 B 5,900	高度の排尿機能障害者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	
	紙おむつ等 (ストマ用装具の代替品として使用できると認められるもの)	12,000	3歳以上で直腸またはぼうこう機能障害でストマの装着が困難な者(児)または脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な者(児) (帰省時の福祉施設入所者を含む)		



資料 4

障がい者に関するマーク

名称	概要等	所管先
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	茅野警察署 交通課 TEL: 82-0110(代)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	茅野警察署 交通課 TEL: 82-0110(代)
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL: 03-5291-7885

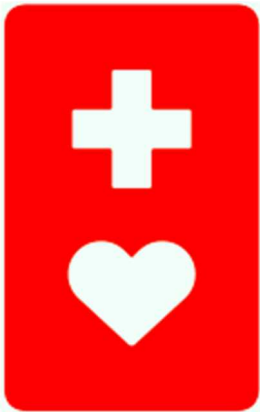
資料 4

障がい者に関するマーク

名称	概要等	所管先
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL: 03-5253-1111(代) FAX: 03-3503-1237
オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL: 03-3221-6673 FAX: 03-3221-6674
ハート・プラス マーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL: 080-4824-9928

資料 4

障がい者に関するマーク

名称	概要等	所管先
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL: 052-218-2154 FAX: 052-218-2155
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク  (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	社会福祉係で配布しています。 保険証サイズのカード型とバックにつけるタグがあります。 ご希望の方は社会福祉係窓口へおいでください。 電話 62-9144

資料5

サービス別町内事業所一覧表

○計画相談支援・障害児相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
しらかば園	399-0214	富士見町落合9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	399-0211	富士見町富士見8988-1	78-8987	62-6772
赤とんぼ相談支援事業所	399-0214	富士見町落合11030-1	61-2310	75-2304

○居宅介護 ○重度訪問介護

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	399-0101	富士見町境7276	61-8211	61-8212
富士見町社会福祉協議会 指定ふれあい訪問介護事業所	399-0211	富士見町富士見8988-1	61-1013	62-6772

○同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	399-0101	富士見町境7276	61-8211	61-8212
富士見町社会福祉協議会 指定ふれあい訪問介護事業所	399-0211	富士見町富士見8988-1	61-1013	62-6772

○短期入所(ショートステイ)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
しらかば園	399-0214	富士見町落合9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 一本松の家	399-0212	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766

○生活介護

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
しらかば園	399-0214	富士見町落合9507-1	62-7088	62-7062
富士見町社会福祉協議会 清泉荘通所介護事業所	399-0101	富士見町境7276	61-8210	61-8212
富士見町社会福祉協議会 ふれあい通所介護事業所	399-0211	富士見町富士見8988-1	62-6762	62-6772
介護のぞうさん	399-0214	富士見町落合11072-4	78-8866	78-8866

○施設入所支援

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
しらかば園	399-0214	富士見町落合9507-1	62-7088	62-7062

○共同生活援助(グループホーム)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
富士見町グループホーム	399-0214	富士見町落合9984-687	62-8620	62-8620
障がい者グループホーム ゆとり桜ヶ丘	399-0214	富士見町落合10399-21	78-7628	78-7632

○自立訓練(生活訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
アートカレッジ ちゃお	399-0101	富士見町境7120-2 5号・6号	75-2505	75-2505

○就労継続支援(A型)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
働くぞうさん富士見	399-0211	富士見町富士見字長尾根1438-1	78-3263	78-3263
就労継続支援A型事業所 「Jumpin」	399-0214	富士見町落合9467-3	78-8823	78-8824

○就労継続支援(B型)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
ぴっぴ	399-0101	富士見町境7230-1	65-3022	65-3022
もくもく	399-0101	富士見町境7120-2 9号・10号	64-2933	64-2933

○児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
児童のぞうさん	399-0211	富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275

○放課後等デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
放課後のぞうさん	399-0211	富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275
放課後等デイサービス ポパイ	399-0214	富士見町落合11063-8	78-3793	78-3793

○訪問看護

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
訪問介護ステーションふじみ	399-0214	富士見町落合11106-1	62-8003	62-8005

○日中一時支援(タイムケア)

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
しらかば園	399-0214	富士見町落合9507-1	62-7088	62-7062
アートカレッジ ちゃお	399-0101	富士見町境7120-2 5号・6号	75-2845	75-2845
ひなたぼっこ	399-0211	富士見町富士見11650-1	61-2335	61-2336
介護のぞうさん	399-0211	富士見町富士見字長尾根 1438-1 2階	78-3264	78-3275

○地域活動支援センター

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
富士見町地域活動支援センター 赤とんぼ	399-0214	富士見町落合11030-1	61-2310	75-2304

○母子通園

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX
すくすく広場(落合保育園)	399-0214	富士見町落合6203	62-2602	62-2602

○その他

富士見町 成年後見支援センター	399-0211	富士見町富士見4654-1 富士見町地域共生センターふらっと1階	78-8986	78-8923
--------------------	----------	-------------------------------------	---------	---------